

日本統治時代における台湾の国立公園

西田正憲

1. はじめに

日本は1934（昭和9）年から1936（昭和11）年に雲仙、霧島、瀬戸内海などの12カ所の国立公園を誕生させる。この直後の1937（昭和12）年、日本の統治下にあった台湾の総督府は、大屯、次高タロコ、新高阿里山の3カ所の国立公園を誕生させる。この台湾の国立公園は、日本と同じ制度をとり、私有地も公園区域にする地域制公園制度に基づいていた。当時は、日本の国立公園をこれらを含めて15カ所と数え、標高3952mの新高山（玉山）を日本一の山だと称していた。これらの国立公園は現在、中華民国において陽明山国家公園、太魯閣国家公園、雪霸国家公園、玉山国家公園、阿里山国家風景区、北海岸及観音山国家風景区に生まれかわっている。

1930年代は、日本にかぎらず、世界的規模で国立公園が拡大した時代であり、アジアでも、インド、スリランカ、マレーシア、フィリピン、台湾に誕生していた。これらはすべて植民地であった。1930年代は、世界的な経済不況を背景に、国際観光、植民地観光を推進しようとする動きのなかで、国立公園がぞくぞくと生まれた。そこには、国土の風景を誇るナショナリズム、植民地に国立公園の刻印を押す帝国主義、西欧の優位性を示す権力と欲望のオリエンタリズムなどのまなざしが働いていた。1930年代は、時あたかも、バリとハワイが楽園として売りだされていった時代でもあった。西欧文明がエスニックツーリズムを創始しはじめたとき、また一方で、植民地の国立公園を照射しはじめていた。

植民地台湾の国立公園については、台湾総督府や現地の国立公園協会が、内務省囑託の林学博士田村剛（1890 - 1979）や東京帝国大学名誉教授の林学博士本多静六（1866 - 1952）に調査を依頼するなど、誕生に向けて着々と準備を進めていた。

本論は、植民地台湾の特質、植民地の国立公園構想など台湾の国立公園指定の背景を明らかにし、田村と本多の現地調査、国立公園展覧会、台湾総督府の行政手続きなど台湾の国立公園指定の経緯を明らかにするとともに、台湾の国立公園の表象を考察するものである。方法は、国立公園指定の背景、国立公園指定の経緯については主として専門誌、先行論文を、国立公園の表象については地誌、旅行案内書、地理学書、紀行文などの言説を分析することによって考察した。先行論文としては、劉東啓らが台湾の国立公園の成立史について詳しく論じ（劉 1999・2000）、曾山毅が山岳地へのツーリズム空間の拡大の観点からやはり台湾の国立公園の成立史について詳しく言及している（曾山 2003）。また、神田孝治は観光客のまなざしと心象地理の関係性の観点から台湾の国立公園をとりあげ（神田 2000・2004）、荒山正彦も自然の風景地へのまなざしと表象の観点から日本の国立公園を論じるとともに台湾の国立公園に言及している（荒山 1998）。本論はこれらを参考にしたものの、国立公園指定の背景、台湾の国立公園指定の経緯などを日本内地の動きと比較しながらより広範に捉え、台湾の国立公園の表象について具体相を考察したものである。

2. 植民地台湾の特質

(1) 台湾総督府の内地延長主義

台湾は、オランダ統治時代（1624 - 1662）、鄭氏政権時代（1662 - 1683）、清朝統治時代（1683 - 1895）、台湾民主国時代（1895）をへて、1895（明治 28）年 4 月 17 日から第 2 次世界大戦後の 1945（昭和 20）年 10 月 25 日まで、約 50 年間、日本の統治下に置かれる。日清戦争終結の日清講和条約（下関条約）によって、遼東半島、台湾、澎湖諸島が清国から日本に割譲されたためである。この日本統治時代の 1937（昭和 12）年、台湾に 3 カ所の国立公

園が誕生する。

現在、台湾島（台湾本土）と周辺の島嶼群を中華民国が実効統治し、台湾の名称は中華民国の通称として用いられている。多くの国々は中華民国を国家として承認せず、国交に準じた関係を結んでいる。台湾の面積は約3万6000km²で、日本の約10分の1以下にあたり、九州よりも小さく、台湾島は南北が約394km、東西が約144kmに過ぎない。しかし、台湾島の自然は変化に富んでいる。中央部に北回帰線が通り、亜熱帯と熱帯の気候区に属するとともに、高山地帯があることから植生の垂直分布も変化に富んでいる。台湾島の中央部と東部には南北に5つの山脈（中央山脈、玉山山脈、雪山山脈、阿里山山脈、海岸山脈）が走り、標高3000mを超える高山を擁し、最高峰の玉山山脈の玉山（旧日本名は新高山）は標高3952mで富士山よりも高い。北部には大屯山の火山もある。

台湾（臺灣・Taiwan）は古くから使われた名称であるが、日本では安土桃山・江戸時代には高山国、高砂国とも呼び、欧米ではフォルモサ（美麗島・Formosa）とも呼んでいた。16世紀に初めて航行して来たポルトガル船の船員が台湾島の美しさに感動したといい、「フォルモサ」はポルトガル語の「美しい島」に由来している。台湾の亜熱帯と熱帯の緑なす植生を見て感動したのであろう。日本との関係では、1593（文禄2）年、日本の豊臣秀吉が台湾支配を試みたことがあり、また、1874（明治7）年、明治政府が台湾に出兵し、征台の役をおこしている。1871（明治4）年には、宮古島の船が台湾に漂着し、上陸した66名中54名が原住民に殺害され、12名が清国官吏に救出され、帰国するという事件がおき、出兵によって原住民の集落を焼きはらっている。

日本統治時代の台湾の統治は民政とともに軍事を所管する最高統治機関の台湾総督府によって行われた。台湾総督府は行政、立法、司法も一元化して総覧していた。台湾総督府は主要ポストのすべてを日本人が占める日本の出先機関であり、台湾総督は内閣総理大臣の、のちには内務大臣、拓務大臣などの指揮監督下に置かれていた。日本統治の初期の段階には、抗日運動の鎮圧のため軍事力を中心とした統治が行われ、その後1915（大正4）年から、内地延長主義と呼ばれる同化政策を推進し、経済発展や社会安定をめざす民

政を充実させた。1937（昭和12）年、日中戦争に突入すると、台湾人の日本人化を徹底するため、皇民化政策を押しすすめた。総督は1895（明治28）年の初代から1919（大正8）年の7代までは陸海軍の大将・中將の武官が任命された。1919（大正8）年、台湾軍司令官が創設され、台湾軍が台湾総督府から独立し、総督は以後1936（昭和11）年の16代まで、内務省、逓信省、農商務省の高級官僚などの文官が任命された。そして、以後1945（昭和20）年の19代までは再び武官が任命された。台湾総督府の組織は当初民政、陸軍、海軍の3局で発足したが、その後組織改革が度々行われ、軍事が切りはなされた1919（大正8）年には内務、財務、逓信、殖産、土木、警務の6局と法務部の6局1部の組織となった。国立公園行政は内務局土木課が所管することとなる。

日本統治時代における台湾の行政区分は、1895（明治28）年の当初、台北、台湾、台南の3県と澎湖庁の3県1庁で開始するが、度々変更され、最終的には1926（大正15）年、台北、新竹、台中、台南、高雄の5州と台東、花蓮港、澎湖の3庁の5州3庁となる。州の下に郡・市が置かれ、さらに郡には街・庄（原住民の集落には社）が置かれた。郡・市・街・庄は日本の郡・市・町・村に相当する。庁とは台湾総督府の直轄区域であり、下に支庁が置かれた。

（2）楽園の美麗島

台湾は日本統治下に置かれるや否や、日本の地誌や旅行案内書で詳しく紹介される。1901（明治34）年の島田定知『日本名勝地誌』第11編は「台湾之部」として、台湾についてB6判428ページの1冊の本としてまとめたものである。『日本名勝地誌』は、明治20年代から30年代にかけて、当時の出版王国博文館から刊行された地誌と旅行案内書を兼ねる新たな形の書籍である。巻頭の凡例に「本書は旅行者をして其到处の名勝を探るに便ならしめん為め編纂せし所にして傍ら又地理の指導に供す」としている（野崎1894、凡例1）。新たな学問である地理学を駆使して、正確な地図を載せ、地域の沿革、地勢などにふれて、江戸時代の名所図会や道中記を離脱しようとしている。必ずしも十全な離脱に成功していないが、新たな形式と内容を意図した画期的な書籍といえよう。『日本名勝地誌』は、畿内、東海道上・下、東山道上・下、

山陽道、北陸山陰、南海道、北海道、西海道、琉球、台湾の全12編の12巻からなる。1893（明治26）年から1901（明治34）年にかけて出版されているが、1895（明治28）年に台湾が日本の統治下に置かれたこともあり、当初国内の10編の刊行予定であったものが最終的に12編の刊行となっている。このうち、93（明治26）年の第1編畿内から98（明治31）年の第8編南海道までと、1901（明治34）年の第10編西海道を野崎左文が執筆している（第8編は共著）。

1901（明治34）年の『日本名勝地誌』台湾之部は台湾島の古来からの名称について詳しくしるし、日本は高砂、高山国と呼び、西洋人がポルトガル語の「やれ美しや」に由来する「フォルモサ」（美麗島）と呼んでいることを紹介する（島田1901、3）。そして、台湾は自然に恵まれた豊かな土地であると次のとおりしるす。

温熱二帯に跨り、四時葉緑に、花絶ゆることなく、地球上の植物植て生せずといふことなし、加之、地味頗る膏腴にして農作物の如きは、殆んど肥料を要せずして年に二回の収穫を挙るを得べく、木材薪炭の如きも、少しく道路を開きて交通を便にせば、之を島外に仰かすとも、供給優に余りあるべく、殊に樟腦の如き、殆んど世界独特といふべき産物あり。（島田1901、4）

さらに、「此島を得たるによりて、我国は従前の面積に略一割を増加したり」と付け加え、台湾の植民地化によって大日本帝国の領土が1割ふえたという。

1905（明治38）年の坪谷水哉『日本漫遊案内』下巻は、日本の「西部及び朝鮮」に関する旅行案内書であるが、台湾にも多くの紙幅を割いている。当時、台湾への定期航路として、大阪商船と日本郵船が神戸、横浜から4航路を就航させていた。最速便で門司からは2昼夜で台湾に到着した。坪谷は国内のみならず世界を旅行したが、台湾は1903（明治36）年に訪れている（坪谷1938、375）。『日本漫遊案内』下巻は台湾が海に浮かぶ美しい島であることを強調する。『日本名勝地誌』と同様の記述で、「曾て欧羅巴人は『ア、美麗なる島』といふ意味を以て、葡萄牙語にてフォルモサと名けたる台湾島」という（坪谷1905、530）。「此島を得て、帝国の版図は従前に比し、約一割

許り増加したるなり」ともいう（坪谷 1905、37）。そして、『日本名勝地誌』と似ている文章で、台湾の豊かさを次のとおりしるす。

温帯と熱帯とに跨れば、四時温かにして、草木の緑葉絶へず、花は終歳自然に眺むることを得べく、凡そ地球上の植物は、植ゑて生長せざる者なし。殊に其地味頗る膏腴にして、農作物は、毎年二回収穫し、（中略）東半部の森林には、開闢以来未だ曾て斧斤の入らざる良材夥多しく、また本島の樟腦は、世界特有の名産たり。（坪谷 1905、537-538）

ここでは、「泰西人の賞してフォルモサと呼び、我が国人は、古来高砂の島と称したるは洵に偶然にあらず」とも述べ、農作物や木材の豊かさや、たわわに実る芭蕉実（バナナ）や鳳梨実（パイナップル）、さらに椰子、水牛などにふれている（坪谷 1905、538）。

明治時代の『日本名勝地誌』『日本漫遊案内』には、台湾の見方として、南洋の楽園幻想があり、異国憧憬がある。この見方は以後の昭和時代もつづく。

1930（昭和 5）年の山本三生編輯代表『日本地理大系』第 11 巻台湾篇もフォルモサについて次のとおり言及する。

外国人の所謂フォルモサは第十六世紀末、葡萄牙の航海者が台湾海峡を通過したとき、海上より本島を望見し、其美麗なる山岳、鬱蒼たる森林を賞してイラー、フォルモサ即ち美麗島と称へたに始まる。（山本 1930、354）

1931（昭和 6）年の仲摩照久編輯『日本地理風俗大系』第 15 巻台湾篇もまた、次のとおり同じ言説を繰り返す。

熱帯及び亜熱帯地方に固有なる草木繁茂の風景を呈し、初めてこの海上に來たポルトガル航海者に、イリヤ・フォルモサ（美しい島）と感嘆せしめた（仲摩 1931、3）

この本は巻頭に、いかにも南国を思わせる「林投樹に腰掛けて」というカラーの写真を 1 ページの大きさで載せている。林投樹とは亜熱帯から熱帯の海岸に密生する常緑樹タコノキ科アダンであり、南国を象徴する植物である。

1928（昭和 3）年、のちにわが国の国立公園の父と呼ばれ、台湾の国立公

園構想に関与した林学博士田村剛が紀行文『台湾の風景』を出版する。彼はその序で「世界のパラダイスともいふべき、台湾の明るく輝いた風景や情趣」と述べ、本文冒頭にも、ハワイが「その空、その海、その動植物、その他の風物悉くが、南国特有の強烈な光や色や香に濃く色附けられて、吾々の地上で想像し得る限りの、所謂パラダイスそのものを実現している」ことに深く感動して、台湾もまたハワイと同様のパラダイスだと「ハワイに酷似する気候風景等を有するものを我が領土内に求めるならば、それは正しく台湾島であらねばならぬ」と述べている（田村 1928、序・1）。田村もまた台湾に樂園をみていた。台湾は樂園の美麗島であった。

（3）未開の山岳地帯

南洋の樂園幻想に原住民が不可欠のように、台湾にも原住民がいた。台湾の原住民は首狩り族として偏見を交えた強い表象が形成されていた。当時、台湾島の山岳地帯には、「蕃人」「蕃族」と称した台湾の先住民族の地縁的な祭祀集団が生活し、その場所を「蕃地」「蕃山」「蕃社」と呼んでいた。これらは蔑称であり、差別用語である。開花した「蕃人」を「熟蕃」と呼んだのに対し、特に教化に服さない「蕃人」を「生蕃」と呼んでいた。民族はタイヤル族、ブヌン族、ツオウ族などからなり、内地では高山族、高砂族とも呼んでいた。台湾総督府は、1930（昭和5）年の霧社事件により理蕃政策を見直し、原住民の正式の呼称を「蕃人」から「高砂族」に改める。台湾総督府は原住民に対して理蕃政策という開化策をとり、「蕃地」を特別行政区として警察の統治下に置いて、産業の振興、貨幣経済の導入、教育の普及、土地の国有化のほか、独特の風習の根絶、政略的な結婚、首長の東京観光、強制移住（平地定住化）などを進めた。山岳地帯には各地に警察の駐在所が置かれ、警察が一元的にあらゆる行政を行っていた。警察は刀剣や銃器をもって警戒にあたりるとともに、児童教育や道路整備などあらゆる民政に携わっていた。

『日本名勝地誌』は、原住民について口絵に写真を載せるとともに、「附録」として「蕃族誌」をA4判70ページにわたり詳細に解説している。「第一蕃族の種類」にはじまり、もともと平地に住んでいたが、漢民族の移住により山岳地に追いやられたと客観的にしるしている。賊首も進歩的な原住民に

は200年前になくなっていくと述べているが、「蕃地探検の頗る危険」ともしている（島田1901、331-336）。「第二 蕃社及び其戸数人口」で蕃人は8種族、717社、115,287人という統計を載せていることからすると（島田1901、336-337）、すでに未開の地ではなかったであろう。実際、「第三 統制の現状」では、社会、家族、刑罰について詳しくしている。ただし、「第四 土俗」で住所、衣飾、飲食をしるすなかで、「入墨及び欠齒」にふれ（島田1901、353）、また、「第五 慣習」で結婚、生誕、埋葬、疾病に並び、「誡首の慣習」を詳細に述べている。以後、「第六 生業」「第七 雑記」とつづく。

「誡首の慣習」では、誡首の慣習を残す部族名をあげ、「昔時にありては各蕃族を通して此慣習の盛に行はれしは事実にして其現時稀に見るは即ち旧慣の遺存と認むべきなり」と紹介し、誡首は祭祀の儀式による犠牲であり、「善視の目的より出てたるものにして決して悪を行ふの目的より之を為すにあらず」と擁護し、教育や啓蒙によって急速に減少していると述べる。誡首は宗教や迷信に基づくものであることを力説する（島田1901、362-374）。

『日本漫遊案内』は「蕃人」の語は用いるものの、原住民の説明はほとんど皆無である。ただし、口絵写真には、「蕃人の酋長」「生蕃土人」の独特の衣装をまとった人物写真を用い、また、台湾について「満目の風光は尽く内地と異なり」とエキゾチックな異国情緒を語るなかで、原住民を重要な要素として次のとおりあげている。

土人は総て弁髪の清国人と同種族なり、然らざれば穴居野処して人をも喰ふと称せらるゝ生蕃人種なり。其の部落は四五十種に上りて、皆な其の風俗を異にす。彼等も今は我が五千万同胞の一部たるを思はゞ、最も興味多く、観察するの価あり。（坪谷1905、538）

『日本地理大系』は原住民について「台湾の人種及言語」の章の「台湾の土俗・人種」で詳細に述べる。「蕃地は未だ文化の湿透せざる化外の異域で、此処は特別行政区域にして、法制下に在らず」と述べ、「治安の維持、教化啓発の任に当る理蕃警官官吏の命に服し、今日は殆ど平穩帰服の民となつた」と述べている（山本1930、317）。「蕃族、生蕃又は野蕃」の小節で「蕃族」は139,327人として、8種族について説明し、生業、社会、宗教、家族、婚姻、

葬儀、衣食住、体質等について述べている。そのなかで馘首についても次のとおり言及している。

祖霊に対する信念と、外に対する抗敵状態とより、世にも怖ろしき首狩の風習が最近迄一般に蕃族間に行はれた。只アミとヤミの間には元来此風は無かつた。此首狩習俗は若衆の男たるの一資格と認められ、時に雪冤の爲めともなり、悪疫駆除、不吉斎祓の効験とも考へられて居つた。(山本 1930、329)

この文章には、「髑髏」という写真が添えられ、キャプションに「馘首せる首級」と解説されている。『日本地理大系』に添付された『日本地理大系月報』も「台湾の宗教と首狩」を最上段にとりあげ、「最近まで行はれて来た彼等の馘首の風習はこの正義感の下に行はれたもの」と述べている（並河 1930、1）。

『日本地理大系』は本文中に挿図として写真を多用しているが、写真だけで構成するページも多く、A4判 17 ページにわたり原住民の写真を載せている（山本 1930、336-352）。山腹傾斜地の茅葺きの集落、竹・木・茅の質素な家屋、武器を携行する狩猟姿、杵と臼で粟をつく農作業、足を使って機織をする婦人、額と頬に入れ墨をした女、裸で踊る祭の男達、多彩な盛装姿を示す各種族、一つの杯で同時に飲酒する二人の裸の男など、エキゾチックではあるが未開の野蛮を強調する写真であふれている。

『日本地理風俗大系』は「理蕃」の節を設け、理蕃政策の沿革について詳しくしている。「生蕃はその性極めて蒙昧愚智なれど、また固有の風を存する故、ひとたび悪感情を懐かせばのちに挽回の途がない」との理蕃政策の根拠を示し、蕃人の「迷信と猜疑に富み、しかも慍悍な蕃人は、ややもすれば反抗し、また出草馘首した」との記述がみられる。出草は馘首と同じく首狩りを意味する語である。1896(明治 29)年から 1929(昭和 4)年までに「蕃人の出草と反抗にて殉職殉難者実に六、九二四人」ともしている。そのためいかに「授産と教育」に尽くしているかについて強調している（仲摩 1931、106-111）。そして、「理蕃」の節のほか、「蕃地と蕃族」の章を設け、「概説」「風俗と習慣」「社会制度」「体質」に分けて、A4判 30 ページにわたっ

て詳述している。「蕃地と蕃族」の冒頭には、「蕃地」とは特別行政区域を指し、警察行政の下に統治され、法律の施行はなく、煙草・酒の自家用の製造が許され、租税賦課もなく、入るには入蕃許可が必要だと説明している。前述の『日本地理大系』と同様、写真を多く用い、シカを仕留めた狩人達、足を使って機織をする婦人、若者が猿を殺す祭祀、裸で踊る祭の男達、悪疫を祓う祈禱師、額と頬に入れ墨をした女、一つの杯で同時に飲酒する二人の裸の男、裸足の盛装姿の人々など、作者は意図しなかったかもしれないが、結果的に未開性を示す写真であふれている。しかし、ここにはすでに謁首は一言も出てこない。この章を執筆した小泉鐵は最後に「未開人種に対する行政はその意志態度に於いて、いかに仁慈的、善意的であつても、かれらに対する理解が、かれらの観点よりする生活様式に一致しない限り、それは甚だしく危険であり、惨害的であることは免れないのである」とし、良識をもって理蕃政策を批判しているが（仲摩 1931、207）、原住民に対する基本的な認識は未開人であることに変わりなかった。

「蕃人」「蕃地」には、近代社会が見いだしたオリエンタリズムとエスニックツーリズムのまなざしが働いている。宗主国大日本帝国の文明と従属国台湾の野蛮、西欧社会の一員としての大日本帝国と未開のアジア、文明国の日本人が観光対象とする未開の少数民族、このような構造のなかに、台湾の原住民に対する日本人のまなざしがあった。

3. 植民地の国立公園構想

(1) 朝鮮の金剛山と台湾の新高山

日本内地の国立公園については、議論が1929（昭和4）年から本格化し、1931（昭和6）年に国立公園法が制定され、1934（昭和9）年から1936（昭和11）年にかけて12カ所の国立公園が指定される。国立公園の所管は内務省衛生局保健課であった。日本統治下の植民地や日本傀儡政権の満州国の国立公園についても、内地の国立公園の議論と一体になって論じられる。朝鮮は、1904（明治37）年の第1次日韓協約、1905（明治38）年の第2次日韓協約、1907（明治40）年の第3次日韓協約と日本が支配を強め、1910（明

治43)年に日韓併合条約を締結し、朝鮮総督府を京城に設置していた。満州は、1906(明治39)年、半官半民の国策会社南満州鉄道株式会社を設立し、1914(大正3)年から18(大正7)年の第1次世界大戦では満蒙の權益を拡大し、1931(昭和6)年の満洲事変で帝国陸軍が満州を支配し、1932(昭和7)年、満洲国建国に至っていた。

1929(昭和4)年、内務次官で国立公園協会副会長の潮惠之輔は、雑誌『国立公園』創刊号の「国立公園と時代の要求」と題する内地の国立公園を論じる文章で、樺太、台湾、朝鮮の景勝地を活用しなければならないと次のようにしるしている。

北は樺太より、南は台湾に至り、若くは朝鮮をも包含して考ふれば、如何に其の自然の大景が変化に富み、其間に横はつてゐる山川草木に夫々の特徴があり、山嶽、沼湖、河海、温泉等に於て優れたる多くの景勝地を有することは、今更多言を要せざる所であり、之を今日までのままとして放置すると云ふことは天意に反し、自然への冒瀆であらふと思ふのである。(潮1929、3)

朝鮮の金剛山は特に注目されていた。1929(昭和4)年、内務省衛生局保健課長の伊藤武彦は、雑誌『国立公園』第6号で、「金剛」と題する文章をしるし、「自然の神秘と偉大! 余は金剛の靈山に登りて初めて其真をつかみ得たる思ひがする。方二十里に跨つて、山容怪奇をきわめた一万二千の峻峰が天に参し」と絶賛して、山金剛、海金剛の写真を載せている(伊藤1929、21)。

1930(昭和5)年、朝鮮総督府の金剛山保勝委員会が金剛山国立公園の区域を決定し、施設・交通整備に着手することが伝えられ、約45,400haという区域面積も報告される。のちの内地の国立公園と比べても遜色のない面積になっている。「金剛山の公園計画」について次のとおり伝えられている。

絶勝大金剛山をナショナルパーク化するため朝鮮総督府では金剛山保勝委員会を設けてその開発経営に必要な施設について研究を進めてみたが廿八日総督府で第四回委員会を開き当面の問題である山域の拡張その他の施設につき次のとおり決定を見た。

一、大金剛の山域一万六千町歩に国紫峰、新豊峰、神溪寺峰、楡岾寺峰、仙仏洞、仙窓谷、泗嶺笠峰、温井洞を加へ方四万五千七百九十七町歩の大山域とする（無記名 1930、23）。

つづけて、施設・交通整備について列挙し、「何れも四月から工事をはじめて本年夏までには間に合はせることになつた」とも伝えている。植民地の国立公園指定の動きは朝鮮の金剛山が先んじ、台湾は出遅れていた。

1931（昭和6）年、日本内地の国立公園指定の動きが着々と進むなか、国立公園法案の審議の過程で、植民地の国立公園構想の質疑応答が繰りひろげられる。帝国議会衆議院本会議で、国内には16カ所の国立公園候補地があるのになぜ植民地にはないのかとの青木精一議員の質問に対し、安達謙蔵内務大臣が調査中であり委員会の意見を聴きたいと答弁する。やりとりは次のとおりである。

青木精一「此十六ノ候補地ナルモノハ、北海道、本州、四国、九州ニ限ラレテ居ルノデアル、故ニ朝鮮、台湾、樺太ニ於テハ、一箇所ノ候補地モナイノデアリマスカ、併シ台湾ニハ新高山ガアル、朝鮮ニハ金剛山ガアル、斯様ナ風ナ所ハドウ致ス御考デアルカ、是モ御伺致シタイノデアリマス」

国務大臣安達謙蔵「ソレカラ朝鮮、台湾方面、植民地ハドウスルカ、是ハ調査致シテ居リマシテ、別ニ定メルコトニナツテ居リマスガ、ヤハリ委員会ノ意見ヲ徴スルコトニナツテ居リマス、朝鮮ノ如キハ既ニ金剛山ヲ此候補地ニシテ、ソレゾレ計画ガアルヤウデアリマスガヤハリ委員会ノ意見ヲ聴キマス、併し第一ノモノハ別ニ考慮致シマス」（無記名 1931a、12・14）

この質疑応答では、台湾の新高山が例示され、台湾の国立公園が射程に捉えられていることがわかる。安達の答弁のなかの「委員会」とは国立公園法に基づく国立公園委員会（会長内務大臣）であり、その後内務大臣官邸で開催された第1回国立公園委員会で次のとおりのやりとりがなされている。

（問）朝鮮の金剛山の如きは世界に誇るに足る勝景とも存ぜられ人の感情を和ぐる上よりも植民地に国立公園を設定するを可なりと存ずるが如

何

(答) 朝鮮も台湾も総督府にて夫々国立公園設定の目的を以て調査準備を進めつゝありと承知す旁本委員会にも拓務省より委員幹事御出席ある次第なるが国立公園法は今日のところ植民地に施行なきも此の委員会とも連絡をとり何れ適当に考慮せらるゝやに聞承す(無記名 1931b、26)

植民地の国立公園は朝鮮と台湾の総督府で準備を進めており、国立公園法の施行を検討していることがわかる。植民地の国立公園は、結局、内地の法制度に倣った植民地の法制度に委ねられることとなる。

(2) 朝鮮に先行した台湾

日本内地の国立公園指定の中心人物、内務省嘱託の林学博士田村剛は、1928(昭和3)年、1932(昭和7)年、1935(昭和10)年と台湾の調査を行っているが¹⁾、この間の1931(昭和6)年、内地の国立公園選定の議論のさなかに、田村は雑誌『国立公園』第3巻第8号の巻頭言「国民の遺産としての国立公園」で、まず「国立公園は未来永遠に亘りて果すべき重大なる使命を擔はされてゐる」と述べ、「来るべき国民の要望は、現代人のそれよりも、一層自然的なもの原始的なものに傾くであらう」と述べるとともに、飛行機などの交通も発達するので、「かくして余は北海道に於ける国立公園候補地や、朝鮮や台湾に於ける国立公園の問題は、決して軽々しく観過すべきでないことを主張したいのである」と朝鮮、台湾の国立公園指定に言及している(田村 1931、1)。田村はのちに、台湾に国立公園を指定することは「多少の疑念をも挟んだこともあつたが」と吐露しているように(田村 1935a、6)、当初、台湾の国立公園指定には積極的でなかったと推測されるが、現地調査を重ねるうちに、やがて立場を鮮明にし、植民地の国立公園指定を訴えるようになる。

1935(昭和10)年、田村は「朝鮮及満州に国立公園の設置を望む」と堂々と論陣を張る(田村 1935a、6-9)。このなかで、台湾については、台湾総督府が「阿里山及新高山」「タロコ峡」「大屯山」の3カ所の国立公園候補地をあげていることを紹介し、「内地の国立公園法をそのまま台湾にも施行」し、国立公園の「実現を期してゐる」としている。

朝鮮については、「金剛山国立公園の声も度々吾人の耳に熟したる所であり」「国立公園は今や世界各国に設置を見つゝあるので、その名称は国家公認の第一流風景地たることを意味するやうになつて来てゐる。これに金剛山を伍せしむることは、決して無意味ではないと信ずる」と金剛山を第一に推し、さらに、「最近の朝鮮八景選定の結果などにも徴すべきものがあると思ふが」と付けくわえたうえで²⁾、朝鮮と満州国にまたがる白頭山を、米加、米墨の二国間に存するような国際公園（Internatinal Park）にすべきと主張する。白頭山は鮮満両国の最高峰 2744 m であり、火山地形、一大樹林、火口湖に優れ、朝鮮の祖「檀君」（神話）、清朝の祖の発祥地であると紹介する。田村は 1930（昭和 5）年の『日本地理風俗大系』第 16 巻朝鮮篇上の巻頭の A4 判 4 ページ大のグラビア写真「岩石美を尽した海金剛」の解説をしるし（田村 1930a、巻頭グラビア）、同年の『日本地理風俗大系』第 17 巻朝鮮篇下では、A4 判 24 ページにわたる「金剛山」の解説を担当しているので、金剛山については知悉していたのであろう（田村 1930b、204-227）。田村はのちの回想で「朝鮮でも金剛山その他数箇所の候補地を挙げて調査した」と述べているので（田村 1948、47）、金剛山、白頭山以外に候補地はまだあったのかもしれない。

満州国については、あまり知らないがと前置きしながら、白頭山、鏡泊湖、灤河をあげている。もっとも、産業の発展、保安維持等緊急を要する事務に忙殺されている満州国で国立公園を論じるのは適切でないかもしれないがと慎重に述べながら、開発が進まない今のうちに国立公園区域を保留しておくべきだとも述べている。

1935（昭和 10）年、田村は催し「国立公園の夕」の開会挨拶でも「尚この種の国立公園は近く台湾にも設けられる筈でありますし、朝鮮や満州にも造られねばならぬと信じて居ります」と述べている（田村 1935b、1）。

1937（昭和 12）年の年末に台湾の国立公園は指定される。その翌月にあたる 1938（昭和 13）年 1 月に早速、内地の雑誌『国立公園』が「台湾国立公園指定記念号」の特集を組む。その巻頭言で、国立公園の指定に燃える田村はさらに朝鮮半島、中国大陸の国立公園指定に向けて次のとおり意気込ん

でいた。

由来島帝国日本は、特に南に向つて発展すべき運命に置かれてゐる。熱帯地方に於ける国立公園を、その公園系統に加へることは、極めて緊要である。而して何れは朝鮮、満州、北支、南支等大陸方向に於ても、これが誕生を期待し得るであらうから、台湾国立公園の設置は、当然の要望であると信ぜられるのである。(田村 1938、1)

1936(昭和11)年、稲垣龍一は「台湾における国立公園問題」と題して雑誌『国立公園』第8巻第1号で、台湾の地形、景観を説き、国立公園問題の経緯をしるして、国立公園候補地は「新高山及阿里山」「タロコ峡谷」「大屯山」の3カ所であり、内地の12カ所の国立公園選定の方針に基き検討されねばならないと述べている。新高山脈の新高山(モリソン山)3950m、次高山脈の次高山(シルヴィア山)3833mなどの高山を紹介し、蘭領時代から船舶により世界的に有名であると述べている。阿里山山脈についても原始的風景地であると評価し、タロコ峡谷は黒部峡谷に優る豪壮な峡谷であると指摘しているが、大屯山についてはやや難色があり、いささか遜色があると意見を述べている。また、タロコ峡谷については、内地の国立公園法制定に刺激されて、地元が国立公園候補地として名乗りをあげたと報告している(稲垣 1936、6-9)。

植民地の国立公園指定の動きについては、植民地は内地と同様であり、内地の制度を敷衍しなければならないという、内地から植民地に遠心的に向かう方向と、一方、植民地も内地にならぬ、内地の制度に乗らなければならないという、植民地から内地に求心的に向かう方向があった。もっとも、この双方向の動きを示すのは、内地の日本人であり、植民地の日本人という、同じ日本人であった。植民地の国立公園候補地としては明らかに朝鮮の金剛山が最有力であり、動きは先行していた。しかし、台湾は結局植民地の朝鮮、樺太や属国の満州に先んじることとなった。

4. 台湾の国立公園指定

(1) 田村剛と本多静六の現地調査

特集 変貌するアジアと観光

植民地の国立公園指定の動きは朝鮮の金剛山が先んじていたが、台湾も徐々に準備が進められていた。1928（昭和3）年から1935（昭和10）年にかけて内務省嘱託の林学博士田村剛と東京帝国大学名誉教授の林学博士本多静六の台湾調査が表-1のとおり行われる³⁾。

表-1 田村剛と本多静六の現地調査

1928（昭和3）.2-3	田村剛が総督府の依頼で新高阿里山一帯の調査 『阿里山風景調査書』報告
1929（昭和4）.4	本多静六が台北州役所の依頼で大屯山一帯の調査 『御大典記念大屯山公園設計概要』報告
1932（昭和7）.4-5	田村剛が東台湾勝地宣伝協会の依頼でタロコ峡一帯の調査
1935（昭和10）.3	田村剛が総督府の依頼で大屯山と松嶺の大甲溪上流一帯の調査

田村剛は、1928（昭和3）年の調査については、紀行文『台湾の風景』（1928 B6判 202p）と報告書『阿里山風景調査書』（1930 A5判 66p）に詳しい記録を残している。台湾総督府殖産局造林課の依頼で阿里山風景計画策定を目的に調査に出かける。1928（昭和3）年2月10日大阪商船で門司港発、12日台湾基隆港着で台北に到着する。台北、高雄、台南と駆け足で一気に南下して、公園、庭園、観光地を見学し、北上して嘉義に赴く。嘉義から森林鉄道で阿里山に入り、2月20日から28日まで8泊9日で阿里山の調査を行う。翌2月29日から3月4日まで4泊5日で新高山登山を敢行し、帰路1泊2日で日月潭に立ち寄り、3月6日嘉義にもどる。7日から13日まで6泊7日で再び阿里山に入り、倶楽部と称する宿舎で、殖産局長、造林課長らと議論しながら、阿里山風景計画を策定する。阿里山風景計画とは林業経営を維持するなかで、原生林を守り、森林レクリエーションを推進する計画を立てるものである。「大天然公園計画」「大公園計画」とも呼んでいるように（田村1928、48・170）、のちの国立公園計画につながったものと考えられる。13日に嘉義にもどり、台中、台北へと移動し、最後に15日から18日にかけて3泊4日で大屯山を訪れる。かねてより台北州から策定依頼があった大屯山公園計画については近々本多静六博士が調査するので辞退していたが、今回、調査でなくて見物でよいということなので出向いたとする

している（田村 1928、178）。18日台北から基隆港に向かい、日本郵船で基隆港発、3月21日門司港に帰着する。

田村はこのとき事故に遭遇する。門司港で汽船からランチ（小型舟艇）に乗りうつり、下関港に着いたとき、ランチが関門連絡船に衝突。田村は両脚を負傷、手術で右脚を切断する。37歳であった。入院生活は疼痛で過酷をきわめていたが、その苦痛を忘れるため、詳しい台湾紀行を執筆しはじめる。下関の病院、九州大学病院、湯河原温泉と転院し療養するなかで、紀行文『台湾の風景』が完成し、お陰で後世に詳しい記録が残ることとなる。

田村は、この現地調査で、新高阿里山一帯が原生的景観を残す大山岳地帯であり、国立公園としての価値を有していることを確信したにちがいない。田村は原始的な阿里山や新高山の雄大な景観を偉観として感動している。

田村は、1932（昭和7）年の調査で、タロコ峡の価値についても確信する。タロコ峡・木瓜溪一帯を調査し、黒部峡谷に優るといわれる豪壮なタロコ峡谷を確認する。この調査は前年に発足していた東台湾勝地宣伝協会の依頼によるものであり（台湾国立公園協会 1936a、28）、地元の強い国立公園招致活動の一環であった。タロコ峡は、前年の1931（昭和6）年、内地の国立公園法に刺激されて、国立公園候補地として地元から名乗りをあげたのである。東台湾勝地宣伝協会はこの1935（昭和10）年に太魯閣国立公園協会に改称する。1932（昭和7）年の田村のタロコ峡調査は東台湾勝地宣伝協会の国立公園招致運動に一層拍車をかけることとなる（稲垣 1936、6-7）。

田村は、1935（昭和10）年、大屯山、大甲溪上流一帯などを調査し、大屯山も国立公園候補地とすることを決定する。当時、次のような記事が報告されている。

去る三月中田村博士は彼の地に出張前回に調査漏れとなつていた大屯山並に松嶺一帯を含む大甲溪上流地方を実地につき踏査せられたるが、同博士の帰京談に依ればこれ等候補地は新高山、タロコ峡と共に規模頗る大で国立公園とするの各種条件にも適合し理想的のものが出来るであらうとの趣である。（無記名 1935a、28）

大屯山の国立公園候補地は最後になって決まった。おそらく田村は躊躇し

ていたであろう。大屯山は1928（昭和3）年の新高阿里山一帯の調査でも2日間ほど立ちよっていた。大屯山は私有地が多く、台北市近郊の火山の温泉地として古くから知られ、放牧、開墾もなされ、新高阿里山やタロコ峡のような原始性・雄大性に欠けていた。しかし、地元の強い要望があり、かつ、恩師の本多静六が調査し、報告書『御大典記念大屯山公園設計概要』まで出していた。

本多の『御大典記念大屯山公園設計概要』は、1929（昭和4）年の大屯山一帯の現地調査に基づき、健康第一主義遂行のための野外生活と遊休養娯楽的設備を網羅する一大廻遊公園系統の設置を実現するため、大屯山を避暑地、温泉地、遊園地、海水浴場として台湾最大の天然公園にしようとするものであった（劉2000、375-378）。別荘、キャンプ場、遊園地、植物園、ゴルフ場、海水浴場などを整備する一大リゾート計画といってよい。本多はこの調査の前年の1928（昭和3）年に著書『天然公園』を出版し、森林公園や国立公園を論じ、高原保養地、海岸保養地の整備を推奨していた（本多1928）。

田村は、東京帝国大学同窓の林学博士上原敬二による国立公園の保護重視の考えと異なり、本多の系統を引いて国立公園の利用重視の考えを有していたが、田村は、日本をめぐる緊迫した国際情勢、日本政府の逼迫した財政難、台湾の交通の不便もあってか、台湾の国立公園については保護重視に傾いていた。しかし、結局、大屯山国立公園指定に至ったのは、本多の調査以降抗しがたい大きな流れが形成されていたのであろう。

（2）国立公園展覧会と国立公園洋画展覧会

日本内地の国立公園協会は内地の国立公園誕生に向けて世論を盛り上げるために国立公園展覧会と国立公園洋画展覧会を開催するが、この展示には植民地の国立公園候補地も含んでいた。

1929（昭和4）年8月3日から25日にかけて、国立公園協会は東京三越百貨店で国立公園展覧会を開催する。広く国民に国立公園の理解をえるために、国立公園候補地とこれに準ずる景勝地を「パノラマ式実景、活動写真フィルム、大写真、模型実物等」によって展示したものである（無記名1929、22）。この様子を雑誌『国立公園』第6号は「展覧記念号」と称する

特集で詳しく報じている。この特集号は表-2のとおり国立公園候補地20カ所を掲載しているが、植民地では金剛山のみをあげていた。

表-2 1929（昭和4）年の国立公園展覧会の国立公園候補地等

登別、大沼、十和田湖、松島、阿寒湖、磐梯山、日光、富士、上高地、白馬岳、立山、琵琶湖、大台ヶ原山、屋島と小豆島、大山、別府、阿蘇、雲仙、霧島、金剛

国立公園展覧会を東京で開催した翌年、今度は大阪で開催する。1930（昭和5）年8月17日から30日にかけて、国立公園協会は大阪三越百貨店で開催する。このとき、台湾の阿里山と新高山の風景写真が紹介される。「加ふるに台湾総督府の出品にかゝる阿里山、新高山の勝景等は異常の賞賛を博し」と伝えられている（無記名1931c、21）。

台湾においても、台湾国立公園協会が、1936（昭和11）年4月17日から21日にかけて、台北市の教育会館で、国立公園展覧会を開催する。直前の2月に、台湾総督府の第1回国立公園委員会で、大屯山、次高タロコ、新高阿里山の国立公園候補地が決定したばかりであった。「時局柄国民の保健衛生に留意し心身の鍛練に力を致すことは真に緊要事であることに鑑み」「国立公園思想の普及徹底」と「景勝地の宣伝紹介」に資するとともに、1月に公募した懸賞募集の風景写真の公開も兼ねていた。台湾日日新報社 大屯・台中・タロコ・阿里山の各国立公園協会その他が後援している（台湾国立公園協会1936b、32）。懸賞募集の風景写真は1等「タロコ峡谷」、2等「阿里山々塊」と「大屯山山頂の展望」で、雑誌『国立公園』に掲載された。この1、2等当選者の3人はすべて台北市在住の日本人である（無記名1936a、18-19）。さらに雑誌『国立公園』の次号の口絵写真に3等の「北合観山・石門山」「阿里山」の2葉が掲載された（無記名1936b、口絵写真）。この当選者2人も日本人である。この1936（昭和11）年には、つづけて、台湾国立公園協会が台湾国立公園紀行文懸賞募集を行っている（無記名1936c、28）。また、台湾国立公園台中協会も、同年6月5日から7日にかけて、台中の行啓記念館で、台中の国立公園写真展覧会を開催している（無記名1936d、28）。

一方、日本内地の国立公園協会は国立公園洋画展覧会を開催するために、

1931（昭和6）年から動きだす。これから誕生しようとしていた国立公園を広く国民に紹介するため、著名な洋画家に依頼して内地とともに植民地の国立公園候補地の洋画を制作することを考えたのである。国立公園協会は東京美術学校長の正木直彦、洋画家の石井柏亭、梅原龍三郎、小杉放庵、満谷國四郎らに相談し、洋画界の大家に制作を依頼することとする。キャンバスの大きさは25号で、約1年で完成し、翌年秋に展覧会を開催することを決める。このとき、「尚朝鮮の金剛山台湾の阿里山も加へる筈」とあり、金剛山と阿里山の制作も想定される（無記名1931c、38）。朝鮮の金剛山は川島理一郎が、台湾の阿里山は和田三造が選ばれ、両者とも同年10月に写生旅行に旅立つ（無記名1931d、27）。

予定どおり翌年の秋、1932（昭和7）年10月7日から11日にかけて、東京三越百貨店で、国立公園洋画展覧会が開催される。会期中の10月8日に国立公園委員会特別委員会の答申として12カ所の国立公園候補地の選定が発表されたこともあり、会場は賑わう（無記名1932a、39）。こののち、大阪三越百貨店と高松市の三越支店に巡回している。高松市は香川県国立公園協会主催である（無記名1932b、27）。この展覧会には内地の8カ所の国立公園候補地22点と植民地の金剛山2点、阿里山1点、タロコ峡1点の合計26点が展示された。植民地の4点は次のとおりである。

《金剛山万瀑洞》	（金剛山国立公園候補地）	（朝鮮）	小杉放庵
《金剛山の秋》	（金剛山国立公園候補地）	（朝鮮）	川島理一郎
《阿里山の暮色》	（新高及阿里山国立公園候補地）	（台湾）	和田三造
《外太魯閣峡》	（太魯閣峡国立公園候補地）	（台湾）	小澤秋成

当初の予定とは異なり、小杉放庵も金剛山を描いた理由は不明である。タロコ峡が加えられたのは、現地の東台湾勝地宣伝協会が小澤秋成に制作依頼したものであり、この洋画ののちに東台湾勝地宣伝協会から国立公園協会に寄贈される（無記名1935b、2）。当時の国立公園指定に至る国立公園展覧会、国立公園洋画展覧会等は表-3のとおりである。

その後、国立公園の洋画は徐々に数をふやし、内務省の新庁舎に内地を描いた28点が展示されるなど活用されていく（無記名1935b、1）。内地の国

表-3 国立公園展覧会・国立公園洋画展覧会等

年月	台湾	日本内地
1929.8		東京三越百貨店で国立公園展覧会
1930.8		大阪三越百貨店で国立公園展覧会
1932.10		東京三越百貨店で国立公園洋画展覧会
.10		大阪三越百貨店で国立公園洋画展覧会
.11		高松三越支店で国立公園洋画展覧会
1936.1	台湾国立公園候補地写真懸賞募集	
1936.4	台北市で国立公園展覧会	
.6	台中で台中国立公園写真展覧会	
.7	台湾国立公園紀行文懸賞募集	

立公園は最初の一群 12 カ所が 34（昭和 9）年から 36（昭和 11）年に指定され、国立公園絵画は 32 点に達するが、第 2 次世界大戦などで 12 点を焼失してしまう。戦後、国立公園の新規指定が進むとともに、国立公園協会は再び国立公園絵画の拡充に務め、各地で絵画展を開催する。国立公園協会は、現在、日本の 29 カ所のすべての国立公園について、そうそうたる洋画家たちの風景画 80 点を所蔵しているが、植民地の絵画は所蔵されていない。

（3）台湾総督府の国立公園指定

日本内地の国立公園指定の動きが本格化するころ、台湾も国立公園指定に向けて動き出す。内地においては、国立公園候補地の調査が、内務省衛生局保健課によって、内務省嘱託の林学博士田村剛を中心に 1921（大正 10）年から行われる。この調査の初期の 1922 年（大正 11）年にはすでに国立公園の候補地 16 カ所が選ばれていた。国立公園候補地の調査は、関東大震災の混乱と田村の欧米視察をはさみ、1925（大正 14）年まででいったん打ちきられるが、1929（昭和 4）年には国立公園協会が活動をはじめ、雑誌『国立公園』も発刊、気運がもりあげられていく。1930（昭和 5）年、内務省は国立公園調査会を設置し、国立公園指定に向けて本格的に始動する。1931（昭和 6）年、国立公園法が制定され、国立公園法に基づき、現在の審議会に相当する国立公園委員会を設置する。そして 1932（昭和 7）年、この国立公園委員会の特別委員会によって 12 カ所の国立公園候補地が選定され、国立公

園委員会での候補地が決定される。この内定は広く伝わり、世間においては事実上の指定とうけとめられた。

台湾もまた内地延長主義にならいこの内地の動きを踏襲する。国立公園協会を発足させ、総督府でも、国立公園調査会、国立公園法、国立公園委員会、同特別委員会という同じ仕組みで動く。国立公園協会も含め、台湾総督府と日本政府の国立公園指定の動きを比較したのが表-4である。

内地に国立公園法が制定された1931（昭和6）年、嘉義市役所内に阿里山国立公園協会、花蓮港庁に東台湾勝地宣伝協会（太魯閣国立公園協会）が生まれ、国立公園招致活動をはじめ。1933（昭和8）年、台湾総督府内務局は台湾国立公園調査会を設置し、2回の国立公園調査会を開催し、1934（昭和9）年、台湾にも内地と同様の国立公園法を施行し、内地の「国立公園選定に関する方針」を踏襲することを決定する。1935（昭和10）年、台湾国立公園協会を発足させる。内地の国立公園協会が当初内務省内衛生局保健課内に設置されたように、台湾国立公園協会も総督府内務局土木課内に設置される。国立公園協会は官民一体となった組織であった。

1935（昭和10）年、10月20日、台湾国立公園法が国立公園施行規則とともに施行される（石川1938、6）。台湾には議会はなく、総督府が立法府を兼ねていたので、台湾総督府令によって国立公園法が施行された⁴⁾。内地の国立公園法の規定にある主務大臣を台湾総督に置きかえたものである（劉2000、376）。

法制定に平行して、内務局では、1935（昭和10）年度から国立公園専従職員を配置し、1937（昭和12）年までの3カ年で公園区域調査を実施し、関係各課と協議し、地元意見を徴していた（石川1938、7）。

台湾総督府は国立公園委員会を設置し、委員会委員として、内地から田村剛、拓務省管理局長萩原彦三、陸軍政務次官岡部長景を選び、台湾から20数人を選んでいる⁵⁾。拓務省管理局長は職として内地の国立公園委員会委員に入っており、外交官で貴族院議員となっていた岡部長景もまた同様に内地の国立公園委員会委員であり、特に国立公園行政に精通していた人物である。萩原も岡部も国立公園の知識を有していた人物として、委員会で田村を擁護

表－４ 台湾と日本内地における国立公園指定の動き

年月日	台湾総督府・国立公園協会	日本政府・国立公園協会
1927.12		国立公園協会有志結成
1929.1		国立公園協会設立
.3		国立公園協会機関誌『国立公園』創刊
1930.1		内務省が国立公園調査会を設置
.7-9		第1回国立公園調査会
.10		第1-4回国立公園調査会特別委員会
1931.4.1		第2回国立公園調査会
.4	阿里山国立公園協会設立	国立公園法公布
.10.1		国立公園法施行
.11	東台湾勝地宣伝協会設立(1935年太魯閣国立公園協会に改称)	第1回国立公園委員会
.12		第1回国立公園委員会特別委員会
1932.1-3		第2-7回国立公園委員会特別委員会
.10		以後、特別委員会現地調査等
1933.6	内務局が台湾国立公園調査会設置	第2回国立公園委員会で候補地決定
.9	第1回国立公園調査会	
.11		第3回国立公園委員会で3カ所区域決定
1934.3.16		以後、委員会で順次区域決定
.9	第2回国立公園調査会	3カ所の国立公園を指定
.11	大屯山国立公園協会設立	
.12.4		5カ所の国立公園を指定
1935.8	台湾国立公園協会設立	
.9	台湾国立公園委員会官制制定	
.10.20	台湾国立公園法施行	
1936.2.1		4カ所の国立公園を指定
.2	第1回国立公園委員会で候補地決定	
.4	台湾国立公園台中協会	
1937.10	国立公園委員会特別委員会	
.11	第2回国立公園委員会で区域決定	
.12.27	3カ所の国立公園の指定	

(注) 法制定、国立公園指定等、重要な事項は年月日までとした。

特集 変貌するアジアと観光

する立場にあったにちがいない。もっとも萩原は第2回国立公園委員会ではすでに拓務次官に昇進しており出席していない。

1936（昭和11）年、第1回国立公園委員会で、大屯、次高タロコ、新高阿里山の国立公園候補地を決定する。こののち、国立公園委員会の特別委員会で具体的な国立公園区域を審議し、1937（昭和12）年、第2回国立公園委員会で国立公園区域を決定する。その直後間髪を入れず、1937（昭和12）年12月27日、国立公園を指定する。台湾の3カ所の国立公園の概要は表-5のとおりである。指定時の台湾総督府内務局長の山縣三郎は国立公園の使命を、愛国精神を高める国民精神の振興、慰安と休養の保健的的使命、自然愛護の観念と美的情操の涵養、研究観察や鑑賞の教化的使命、広大な原始的風景と蕃人の人文的伝説的要素を活かした観光的使命の5点に整理している（山縣1938、45）。国立公園委員会設置以後の動きは内地に比べれば素早い、箇所数も少なく、また、地域制公園であるが、大半が国有地ということもあつたからであろう。

表-5 台湾の国立公園

（面積 ha 括弧内私有地面積）

国立公園	州庁別面積	国立公園の主な特徴
大屯 8265 (5639)	台北 8265	日本最小の国立公園 台湾唯一の火山 大屯山 草山 七星山 爆裂火口 溶岩台地 硫気孔 温泉 農耕 牧畜 野焼き 台北市・基隆港に近接
次高タロコ 272590 (5)	台北 4400 新竹 21110 台中 125630 花蓮港 121450	日本最大の国立公園 水成岩の豪壮なる山岳 溪谷 高山植物 次高山脈-次高山・大雪山 タロコ峡 大甲溪 木瓜溪 中央山脈-南湖大山・中央尖山・合歡山・松嶺・ピヤナン鞍部 東海岸蘇-花蓮港の断崖 タイヤル族
新高阿里山 185980 (595)	台中 30780 台南 30470 高雄 57360 台東 30430 花蓮港 35940	日本最高の新高山 雄渾豪壮な山岳 高山の森林 溪谷 断崖 新高山脈-新高山・北山・東山・南山・西山・前山・トドマツ 秀姑巒山・マボラス山・陳有蘭溪 阿里山脈-阿里山・大塔山・阿里山森林鉄道・ベニヒ 新高山祖先降臨伝説 新高山-ブヌン族 阿里山-ツオウ族
466835		

（注）数値は石川による（石川1938、7）。新高阿里山の面積は州庁別面積合計と一致しない。

5. 台湾の国立公園の表象

(1) 新高山・大屯山から阿里山・タロコ峽へ

1901（明治34）年の『日本名勝地誌』は、のちに国立公園となる所については、新高山と大屯山についてふれている。新高山は比較的詳しく、「支那人は玉山又は八通関山と称し、西洋人はこれをモリソン山といふ、高さ一万二千八百五十尺あり富士の山より高さこと四百八十尺、日本第一の高山なり」と紹介し、名前の由来を詳述している（島田1901、190-192）。新高山は、台湾において、冠雪で白玉の如く見えるという由来から玉山と呼んでいたところを、日本統治下以後の1900（明治33）年、明治天皇の命名で新高山と名付けたものである。欧米では、英国商船の船長の名に由来するモリソン山と呼んでいた。新高山は山岳地帯の総称として用いる場合があり、このとき最高峰は新高山主山と称している。大屯山は数行の短い記述で、「大屯山は此地方に於ける最大の高山にして其高さ三千四百五十尺、火山性の山嶽にして絶頂に旧火坑あり、深さ五百尺許り、（中略）山の周囲に温泉の湧出するもの多し」としている（島田1901、124-125）。

1905（明治38）年の『日本漫遊案内』下巻も、のちに国立公園となる所については、新高山と大屯山についてふれている。『日本名勝地誌』と同じように、新高山は比較的詳しく、「汽車の窓より東方を望めば、遙かに翠黛の雲表に聳ゆるを見るべし。是れ我が全帝国中最高の山にして、富士山より高さこと四百八十尺、実に海拔一万二千八百五十尺なり」と紹介し、名前の由来を詳述している（坪谷1905、569）。大屯山はやはり数行の短い記述で、「大屯山は高さ三千四百五十尺、火山性の山岳にて、頂上に旧火坑あり、為に山の周囲に温泉の湧出するもの多し」（坪谷1905、555-556）とふれている。

明治時代の『日本名勝地誌』『日本漫遊案内』には、のちに国立公園となる阿里山、次高山、タロコ峽は出てこない。しかし、昭和時代の『日本地理大系』『日本地理風俗大系』になるとこれらはあふれるばかりに紹介される。

1930（昭和5）年の『日本地理大系』台湾篇は阿里山について詳しく説明している。阿里山は標高2675mの大塔山を擁する山岳地帯の総称で、新高山の北西に位置する原生林の樹海である。1899（明治32）年に発見され、

1906（明治39）年、藤田組の森林伐採がはじまるが中止、1910（明治43）年、総督府殖産局営林所の官営による林業経営がはじまる。沼の平には製材工場、小学校などがあり、ホテルもあった。阿里山五木と呼ばれるヒノキ、ベニヒ、タイワンスギ、ツガ、タカネゴヨウの巨木におおわれていた。1912（大正1）年には林業用の阿里山森林鉄道約85kmが嘉義から開通し、標高差2270mを登る登山鉄道としても利用された（山本1930、124-128、300-302）。

『日本地理大系』台湾篇はタツキリ溪のタロコ峡も大峡谷の奇観として紹介する。タツキリ溪は「先第三紀層の結晶石灰岩を浸食して千仞の大峡谷を形成し、タロコ峡の称がある」とし、300mの絶壁をなす峡谷にかかる細い吊り橋の仙臺橋や、図-1のとおり1200mの断崖をなす三角錐山に細く横切る山道と解説した迫力のある写真を載せる（山本1930、182、187-189）。新高山もたんに日本一の山ではなく、トドマツ林、ビャクシン、高山植物の山として紹介している。いかにも高山地帯を示す写真を多く載せ、図-2のとおりキャプションに「今日国立公園化せんとする声高き阿里山に登つて新高山連嶺の美に恍惚たらざる者は無いのである」とししている（山本1930、105-112、246-248）。次高山についてもふれる。標高3931mの次高山は大正時代に注目された山であった。台湾第二の高峰でシルビヤ山、雪山などと呼ばれていたが、1923（大正12）年、のちに昭和天皇となる当時の皇太子が台湾行啓において次高山と命名したものである。次高山は高山、トドマツ林、草原として語られる（山本1930、86-87）。

1931（昭和6）年の『日本地理風俗大系』台湾篇も阿里山について、「阿里山の植物帯」「嘉義製材所」「阿里山鉄道」「阿里山材の特質」「遊覧地としての阿里山」として詳述する（仲摩1931、335-339）。「長幹美林參差翳鬱として星霜幾千年、現代稀に見る一大天然林をなしてゐる」と紹介し、阿里山がいかにも大美林をなす大森林地帯であるかを説明し、気候からすると北海道に相当するともいう。最新の設備をもつ製材所を紹介し、嘉義駅から「旋転迂曲、或は嵯峨たる峻峰をたどり、漸くにして阿里山に至る」阿里山鉄道について説明する。スパイラル線やスイッチバックなどは「実に本鉄道の一大奇観である」と述べ、「汽車の一転一回する毎に現はれる、変化限りなき



図-1 「三角錐山の断崖」



図-2 「新高山遠望」『日本地理大系』1930

風光の美と、崇大雄渾の気分」を褒めたたえる。スパイラル線は独立山を3周して登りきるもので、平面図と写真を添えている。「遊覧地としての阿里山」は次のとおり阿里山を賞賛している。

阿里山及びその沿道は、避暑地としてもまた最も適当し、頗る健康地と称せられてゐる。しかも阿里山鉄道は、一度車中の人となれば、風物全く独特の趣を有し、千古の森林蓊鬱としてしげるかと思へば、新高連嶺はその雄渾なる姿を行く手にあらはし、その景趣はまことに変幻きはまらない。(仲摩 1931、338-339)

阿里山は新高山を眺望する視点場であり、登山口であった。さらに、動植物の宝庫であり、珍しい動植物が「探勝者の興味をひくことも甚だ多い」としていることは(仲摩 1931、339)、国立公園らしい利用に言及している点で特筆すべきである。

『日本地理風俗大系』台湾篇はタロコ峽についても「その風景は雄大、言語に絶するものがある」と讃え(仲摩 1931、400)、『日本地理大系』と同様の千数百mの急崖に一筋の山道が横切る三角錐山の断崖の迫力のある写真を載せている(仲摩 1931、26、380)。新高山についても詳しく、「本邦最高峰」の記述は当然であるが、全体に高山地帯の記述が横溢し、登山ルートや日程、入山手続や原住民対応など登山について述べている(仲摩 1931、330-334)。

このなかで「山麓の熱帯より、暖帯、温帯を経て、頂上寒帯まで四帯を完全に具備する点において、本邦領土中これが追従を許さない」と垂直分布を評価する見方を示し、さらに次のとおり魅力を示している。

何れの登山路よりもするも、風光の構成の飽くまで男性的で、崇高にして壮大なることは、これまた新高山のもつ魅力の一つである。(中略)殊に熱帯より寒帯に跨る森林中には、豊富なる動物植物を包含してゐるので、由来生物学者達の胸を躍らせるに充分値するものである。(仲摩 1931、330-331)

新高山の崇高と壮大も、豊富な動植物も近代的な見方である。新高山が近代的な風景観で照らしだされている。次高山の記述は少ないが、A4判1ページ大の「次高山の雄姿」なる写真のキャプションには、「草原はヤマハハゴ・ミヤオギク・コタマギク・アザミその他が美しく自然の花壇をなして前面の立木は寒帯地帯に見るトドマツの純林である」と草原と高山の風景を描出する(仲摩 1931、227)。

新高山、大屯山は古くから知られていたが、阿里山、タロコ峡、次高山は近代的なまなざしによって発見された場所であった。内地でロマン主義やアルピニズムのまなざしによって、1906(明治39)年から1908(明治41)年にかけて尾瀬、上高地、十和田湖が台頭してきたように、阿里山、タロコ峡、次高山が台頭してきたといえる。さらに、新高山も近代的なまなざしによって捉えなおされ、日本一の山から崇高と壮大な山へと表象を拡大している。原始的で雄大な景観として、台湾の山岳景観が意味付けられ価値付けられていく。

(2) 原始性・雄大性を表す山岳景観

1936(昭和11)年、台湾の国立公園委員会で国立公園候補地3カ所が決まった直後、台湾国立公園協会副会長の小濱淨鑛なる人物が雑誌『国立公園』で「台湾国立公園の使命」について語っている。わずか2ページであるが、台湾の国立公園について要領よくまとめている。実は、小濱淨鑛は1932(昭和7)年3月8日から1936(昭和11)年10月16日まで台湾総督府の内務局長を務めた人物であり、台湾国立公園指定の最も重要な時期に中心となって推進

した人物である。田村剛と並ぶ台湾側のキーパーソンといってよい。この寄稿時も総督府内務局長であった。内地の内務官僚であり、内地の国立公園行政の所管となる内務省衛生局保健課長も務め、内務局長の前任地は福井県の官選知事であった。小濱浄麿は「台湾国立公園の使命」で次のとおり述べる。

近世に於ける国家的文化施設の一たる国立公園は、其の目的とするところは国民の保健衛生上に裨益し併せて剛健なる気風を涵養し情操の陶冶を図る等教化上に貢献するのみならず、傑出したる天然風景の維持と国土の保全に遺憾なからしめ尚副次的には国際貸借の有利進展に資せんとするに至るのである。(小濱 1936、4)

国民の保健、教化のために天然風景を守り、結果として外貨獲得も可能だと述べる。これとはほぼ同様の文章が、直前の国立公園委員会の台湾総督の言葉として記録に残っている(劉 2000、377)。小濱は続けて、「野は拓かれ、山は削られ」という自然破壊のなかで、「大自然の風景を吾人は国立公園の名に依つて永遠に保存したい」と主張するが、他方「徒に国立公園の領域を固守し一途に産業施設を排斥することは適当でない」と産業との共存にも言及し、バランスを保つ。さらに、小濱は「熱帯的景観も存し」と語るものの、基本的には「台湾の代表的風景の特徴は概ね山岳美である」との認識をもち、山岳景観を評価していた。山岳は登山によって「剛毅果敢なる精神と健全なる肉体を養う」との観点からも評価する。国立公園指定にとって保健は重要な要素であった。台湾の国立公園の特色としては、冬季の高山の登攀、変化ある植物景観・巨樹林、国有地が主、産業上の支障の少なさの4点をあげて、整理している(小濱 1936、45)。

1938(昭和13)年、雑誌『国立公園』の「台湾国立公園指定記念号」で、田村剛は国立公園協会常務理事の肩書きで巻頭言「台湾国立公園の使命」を寄せている。そこには帝国主義という時代背景が次のとおり投影される。

世界の大帝国たる日本が、他日その燦然たる文化の恵沢を浴く世界人類に享有せしむる底の大理想からすれば、此度の台湾総督府の企画は、至大なる意義を有するものといふべきである。(田村 1938、1)

国立公園は大日本帝国の恵沢であり、そして、刻印でもあった。さらにつ

づけて、台湾の国立公園は「保健休養の楽土」であり「視察探勝のコース」であり、「殊に台湾国立公園は登山其他野外スポーツにとつては絶好の道場であり、博物学土俗学等よりすれば、他にかけ替なき豊庫である」と述べ、「自然の保護を行ふと同時に、漸次利用施設を講ずることは、洵に機宜を得た措置」であると述べている。

台湾の国立公園指定は、台湾総督府が行ったものの、あらゆる点で内地の方式が採用された。内地では政府の内務省が所管したように台湾では総督府の内務局が所管したこと（衛生局保健課と土木課の相違はあった）、同じ国立公園法を制定したこと、国立公園協会、国立公園調査会、国立公園委員会、国立公園委員会特別委員会と同型の仕組みで動いたこと、また、国立公園展覧会、国立公園洋画展覧会も内地と一体になっていたこと、これらはまさに台湾統治の基本方針である内地延長主義であった。

しかも、重要なことは、国立公園として価値付け、照射した風景も、原始的で雄大な高山の山岳景観であり、内地とほぼ同じであった。1930（昭和5）年台湾総督府営林所発行の『阿里山風景調査書』で、田村剛は風景地の価値として、阿里山の「高山的景観」を評価し、大塔山などの高山、塔山の大断崖、第三紀層の雄渾な地形、ベニヒ・ヒノキの大森林、新高山を望む雄大な展望をあげる。新高山は、「原始的」「寒帯型」の「原始郷」であり、1万尺（3030 m）を越える高山が新高山、東山、南山、北山、西山など8座ある「世界的偉観」であるとし、*「世界的ナ高山トシテ偉観ヲ呈スル」*と評価している（田村 1930c、5・12）。阿里山は、嘉義から森林鉄道を登るにつれて、熱帯型の平地から暖帯型の森林となってその後「山岳的」となり「天然風景地」となると述べているが、評価したのは平地や山麓ではなく、標高1500 m以上の高山であった。ただし、熱帯的風景を無視したわけではなく、高山にある「熱帯的風趣ニ富ム森林景観」は高く評価していた。阿里山風景計画で最も守らなければならない所を「保存地域」と位置付けたが、保存地域3カ所のうち、2カ所は暖帯型森林風景と温帯型森林風景という亜熱帯固有の風景であった。これらは小面積で、あくまでも高山地帯内であり、最重要はやはり新高山寒帯型山岳森林風景と述べているものの、亜熱帯固有の風景を評価

した点で特筆すべきである（田村 1930c、3-4）。

田村剛は地形においても植生においても何よりも原始性・雄大性を評価したのであり、高山の山岳の評価はその結果であったろう。阿里山は「世界的美林」であり「天下ノ一大名所」であったが、美林は次第に伐採され「壯巖ナル姿」を消しつつあり、「壯観ノ一部ヲ保存」しなければならないと訴えている。新高山も、暖帯林からヒノキ・ベニヒの温帯林をへて、コメツガ・トドマツ・トウヒの寒帯林と頂上のトウヒ・ビャクシンに至ると垂直分布を紹介しているが、特に評価したのは寒帯林であった。それは、人の手の入っていない天然林であり、原始性を残していたからであろう（田村 1930c、3-7）。田村が何よりも評価したのはロッキー山脈やアルプスのような高山の山岳景観であり、壮大な大風景であった。田村は阿里山・新高山が「世界ノ二大風景地タル『カナディアンロッキー』又ハ欧州『アルプス』ノ風景ニ酷似シタルモノガアル」と述べていた（田村 1930c、6）。

台湾の国立公園指定には内地と同じ国立公園の選定基準が働いたのであり、内務省衛生局保健課の論理が適用された。さらに、田村剛のまなざしが強く作用したのである⁶⁾。

国立公園委員会では、台湾南端のサンゴ礁を国立公園にすべきという案が提案されるが、田村は次のように答えて、原案で押しきっている。

台湾ハ全然内地ト関係ヲ持タナイデ台湾独特ノ見地デ国立公園ヲ設定セラル、ト云フ御趣旨デアレバ之ハ別問題デアリマスルガ、私ハ国立公園ハ少クモ国内的ニハツツノ決ツタ一定ノ方針ノ下ニ、一定ノ政策ノ下ニ連絡ヲ取ツテ、対外的ニモ、対内的ニモ経営スベキモノデアラウト思フノデアリマス。（劉 2000、377）

台湾は内地と同じ国内であるから同一の方針のもとに選定されるべきであるという論理を展開するが、換言すれば、田村のまなざしに適う原始性や雄大性が基準となっていた。

日本最大面積となった次高タロコ国立公園は中部山岳・大雪山国立公園のような山岳景観を呈し、タロコ峡は黒部峡谷のような秘境であった。次高タロコ国立公園は山岳・溪谷・海岸の景観を合わせもつという点で吉野熊野国

立公園に比すこともできる。日本最高の新高山を擁する新高阿里山国立公園も山岳景観という点で中部山岳・大雪山国立公園に、原始的な森林景観という点で阿寒・十和田国立公園に比すことができる。大屯山国立公園は、稲垣や田村が指摘するとおり、雲仙国立公園であった（稲垣 1936、9、田村 1928、180）。

（2）原始性・未開性を表す原住民の風景

新高阿里山国立公園と次高タロコ国立公園は山岳地帯であり、ここには当然「蕃人」「蕃族」と称した台湾の原住民が生活していた。国立公園候補地を審議する 1936（昭和 11）年の国立公園委員会でも原住民が問題となる。1930（昭和 5）年におきた原住民の最後の抗日暴動事件である霧社事件はまだ記憶に新しかったであろう。国立公園委員会で委員から、国立公園候補地は国有地ではあるが、「蕃社」が多く、国立公園に指定すると「蕃人が自分ノ土地ガ取ラレタ」と思うのではないかと指摘があり、前述の小濱浄鑑内務局長は「高山蕃族等ニ依リマシテハ漸次之ヲ適ナ所ニ集団セシメル様ナ方策ヲ採ツテオリマス」と答えている（劉 2000、377）。

内地の国立公園でも、阿寒国立公園はアイヌ民族の居住と儀式的場所であり、大雪山国立公園の大雪山はアイヌ語で「カムイミントラ」（神々の遊ぶ庭）と呼んでアイヌ民族が崇敬する場所であった。アイヌ民族は明治時代以降の同化政策のなかで、土地の国有化、漁業・狩猟の権利剥奪、アイヌ文化の否定が行われてきた。国立公園行政は、当然ではあるが、アイヌ民族問題には中立を貫いた。しかし、国立公園当局者は意図しないにせよ、そのことがおそらくアイヌ民族問題の隠蔽につながっていったであろう。大自然の美しい風景を強調すればするほど、アイヌ民族の文化はかき消されていく。田村剛は阿寒国立公園の火山、湖沼、森林からなる原始的で雄大な景観を強調し、パンケ、パンケの湖を「原始林に囲まれ幽邃を極める山湖であつて、アイヌの丸木舟を浮かべる外、絶えて人気のない静寂境である」と静寂性、神秘性を前面に出して、アイヌの丸木舟を添景にする（田村 1948、180）。また、アイヌ民族は観光産業に携われればよいと、次のとおりふれ、それ以上は語らない。

なほこの地方にはアイヌ人達が入り出すこともあるやうであるが、パンケトーの丸木舟操る人、釣りの案内者、湖畔でアイヌ細工を販売する人として、アイヌ人こそうつつけではあるまいか。(田村 1948、182-183)

アイヌ民族問題に対して中立の立場をとることは、別の見方をすれば、無視することでもあった。それは、国立公園行政の本旨からしても当然であったが、田村剛は台湾国立公園の原住民問題に対してもことさらその姿勢を貫いていた。しかし、台湾の原住民問題はアイヌ民族問題以上に大きかった。原住民と来訪者のあいだで現実の問題がおきる可能性があり、また、原住民に対する恐怖の観念が国立公園の利用を阻害する恐れがあった。台湾の国立公園指定において原住民問題は無視できなかったのであろう。1938(昭和13)年の雑誌『国立公園』の「台湾国立公園指定記念号」は、当時、理蕃政策の中枢にいた台湾総督府警務局理蕃課の横尾廣輔の「蕃山の神秘を高砂族にきく」という文章を載せる。これは恐怖の観念などの偏見を払拭しようとする文章である。横尾は冒頭に次のとおりしるす。

大屯を除き、次高タロコ・新高阿里山の二大公園の殆ど全部が、特殊行政地域たる所謂蕃地である。蕃地といへば、すぐに蕃人……入墨……首狩……を想ひ出すであらう。(横尾 1938、65)

必要以上の長い破線は、原文のままであるが、言葉にだすのを逡巡したことか、思いだすために黙考したことか、あるいは、ほかにも思いだす特質が多くあることを示唆したかったのであろうか。しかし、以後の文章はこの観念がいかに誤っているかを説明することについてやされる。国立公園内に住む原住民のタイヤル族、ブヌン族、ツォウ族について説明し、「山の人は純朴」「迷信の種々相」「目覚めた高砂族」の見出しで、彼らがいかに教化されたかを語る。

一方、「蕃人」「蕃地」に対して肯定的な意味付けもおこなう。原住民が聖地として守ってきたから、国立公園になることができたのだという論を次のとおり展開する。

蕃地こそ嘗ての蕃人、現称高砂族によつて保護されてきた天然の地であ

り、神が特に現代文化に残しておいてくれた聖地であり、霊地である。茲に於てか蕃地とはいひながら、天下の国立公園として選定された所以ではないかと思ふ。(横尾 1938、65)

これは、原住民の持続可能な自然共生文化を評価し、その聖地、霊地を天然の景観として国立公園に指定したとも受けとれるが、自然共生文化の内実については明らかではない。おそらく、狩猟、農耕、神話、伝説、迷信、自然観、世界観の種々相において、自然共生文化を形成していたであろうが、国立公園当局がそれを評価した形跡はない。

また、横尾は最後に次のように述べて、原住民の点景も興味であろうとその風景を価値付けて文章を結ぶ。

次高タロコ・新高阿里山の大自然に、この高砂族の点景あることは、他の国立公園の追隨をゆるさない興味であらう。

原住民の風景に対する同様の価値付けは、台湾総督府内務局長の山縣三郎が前述のとおり「広大な原始的風景と蕃人の人文的伝説的要素」と語り、さらに、台湾日報社長の宮本一學も次のとおり語っていた。

次高タロコ、新高阿里山に至りては、天氣の靈妙變幻極まりなき処に、崇高の山姿、深奥の幽溪、直に人心の機微に觸れて、精神的感化力の絶大なるものあるに加ふるに、千古の密林は熱帯、温帯、寒帯に見る千態万様の樹相を蔵し、且つ山径の蜒々羊腸する所、山陰水隈に高砂族の部落を点綴し、原始的生活の実相を眼のあたりに見ることが出来る(宮本 1938、18)

田村剛もまた『阿里山風景調査書』で「蕃社」「生蕃」の風景を国立公園の風景要素として評価している。阿里山森林鉄道で嘉義から独立山を越え、いよいよ「天然風景地」に入るころ、「水社寮奮起湖等ノ部落モ植民地トシテ情趣ガ深い」と述べている(田村 1930c、4)。この奮起湖は最終的には阿里山の風景計画の区域外となるが、区域内の阿里山の風景について「溪谷・洞窟・蕃社等風景地ヲ賑ハスベキ要素ガ頗ル多イ」と述べ(田村 1930c、7)、「蕃社」を風景要素と位置付けている。新高山は原住民が多く生活していたこともあって、より肯定的に意味付け、価値付ける。「生蕃部落ガアツテ、人文

的要素ヲ交ヘテ居ルケレドモ」、しかし、それも「原始郷ニ相応ハシイ」という論理を展開する（田村 1930c、10）。未開の「生蕃」は田村が志向する天然の原始性につながる要素なのである。恐ろしい原住民と伝えられていた「ラックス蕃」についても、「寒帯登山型ノ原始郷」に「一種ノ情調ヲ添ヘル」と次のとおりしるしている。

溪ニ潜居スル台湾一ノ獍猛ナル「ラックス」蕃ノ出入スルトイフ事實サヘ、コノ境ニハ相応ハシイ一種ノ情調ヲ添ヘルノdeal（田村 1930c、13）

しかし、一方で、田村剛は原住民の火入れによる森林破壊を嘆いていた。「蕃人ノ野火ハ到ル処ノ原始林ヲ焼キ払ヒ、頗ル危険deal」「今日尚ホ度々森林火災ヲ起シ居ル模様デアツテ、コレハ風致上重大ナル威嚇deal」と、塔山、対高岳、西山、東山などで「恐ソルベキ火災ノ跡」を認めた事実をあげてしるし、つづけて原住民に対して狩猟に代わる新たな職業を授けて、火入れを防止しなければならないとも述べている（田村 1930c、17）。1928（昭和3）年の新高阿里山の調査の紀行文でも、先住民が至る所で狩猟や焼畑のため森林に火入れしていたことを自然破壊として嘆き、新高山の高所で「こんな処までやかれては、たまらないと腹立たしくなる」と珍しく怒りさえあらわにしていた（田村 1928、118）。

この原住民については「蕃社見物施設」として一つの節を設けて具体的にしるしている。阿里山のララチ社と達邦社は、「探検旅行」として、周辺の偉観や鉄線橋とともに「蕃人ノ家々」は一見の価値があり、特に達邦社は「蕃人ノ生活、習俗等ヲ視察スルニハ最モ好都合deal」と述べている（田村 1930c、59）。前述のアイヌ民族対策と同様、原住民対策として移住と生業の問題について次のとおりしるしている。

沼ノ平ニ近イ河合溪上流ニ蕃人二三戸ノ部落ヲ造ラシメ、平素ハ附近ニテ野菜果樹ヲ栽培セシメ、或ハ蕃人土産ノ製作ヲナサシメ必要ニ応ジテ阿里山及新高山ノ案内ヲナサシメルコトニスル。（田村 1930c、60）

ここには、少数先住民族を思いのまま動かそうとする、宗主国の従属国に対する支配的なまなざしを読みとることができる。

国立公園当局が、自然共生文化と同様に、原住民の人文景観を積極的に評価した形跡はない。しかし、この「台湾国立公園指定記念号」の巻頭の口絵写真が雄弁に物語るように、原住民は台湾の国立公園の表象を形成する大きな要素であった。口絵写真15葉のうち、10葉が自然景観、4葉が先住民の風俗、1葉が宿泊施設の内容となっている。「台湾国立公園指定記念号」の表紙と口絵は図-3・4のとおりである。

1937（昭和12）年1月1日付けで、台湾国立公園台中協会は『台中州下国立公園案内 附旅行日程と各沿道概況』という小冊子（変形ポケットサイズ 37p）の案内書を発行する。この協会は台中州勸業課内に置かれていた。国立公園は前年に候補地が決まっただけで、正式指定はこの冊子が出されたこの年の年末である。「国立公園とは」からはじめ、新高山、合歡山、次高山、ピヤナン鞍部などの登山について写真入りで詳しく解説している。国立公園名は入っていないが、のちに新高阿里山国立公園、次高タロコ国立公園として指定される所である。台中州に限っているので花蓮港庁のタロコ峽などは入っていない。

この小冊子は、「国立公園遊覧上の注意」の第一項の「入蕃手續」として、「州下国立公園地帯たる新高山方面合歡山方面次高山方面とも蕃地内でありますから取締の関係上入蕃の手續をして許可を受くる必要があります」と述べ、手続き方法を説明している（無記名1937、4-5）。手続きを登山口の「警察官吏派出所」で取りあつかっているのは奇異な感じがするが、蕃地のすべてを警察が統治していることを如実に物語っている。注意の第三項には「高砂族に対しての注意」がしるされ、「遊覧沿道には所々に高砂族が住んで居りますが彼等の接遇に対しては理蕃政策上左の諸点に御留意が必要です」と留意点を次のとおり列挙している。

- イ 高砂族は自由に（許可を受くれば差支へありません）使役は出来ません。
- ロ 高砂族に冗談等を言はぬことです。
- ハ 高砂族に嘘を言はぬことです。
- ニ 高砂族と自由に（許可を受くれば差支へありません）金銭物品等の



図-3 「国立公園指定記念号」1938



図-4 口絵写真

授受は出来ません。

ホ 高砂族の植物を摘採せぬことです。

ヘ 高砂族の行動を目前で笑はぬことです。

ト 高砂族が挨拶した時は応答することです。(無記名1937、7-8)

今で言えば、国立公園の利用のルールやマナーであるが、人間に対してこのような注意点が示されていたことに驚きを禁じえない。

帝国主義のなかで培われる少数民族へのまなざしが、エキゾチックなエスニックツーリズムのまなざしと一体になって、国立公園当局が意図しなくても、自ずとそのような原住民の風景を浮かびあがらせていた。台湾の国立公園は、原始性・雄大性を表す高山の山岳景観として、また、原始性・未開性を表す原住民の風景として、表象を形成していた。

注

- 1) 曾山は、田村の1932(昭和7)年の調査を台湾総督依頼とし、1935(昭和10)年の調査を1934(昭和9)年としている(曾山2003、257)。
- 2) 「最近の朝鮮八景選定」とは、1929(昭和4)年に朝鮮総督府鉄道局が選定した朝鮮八景と推測され、「八景十六勝」を選んだものである。内地では、

1927（昭和2）年、東京日日新聞・大阪毎日新聞が「日本八景」で「八景二十五勝百景」を選定し、同年、台湾日日新報社が「台湾八景」で「八景十二勝」を選定している。日本八景は、自然景観への関心を喚起し、国立公園選定にも影響を及ぼしたが、台湾、朝鮮でも同じ方式がとられていた。

- 3) 調査の年月と依頼主が、先行論文にあげた劉、曾山、神田の論文で、また、稲垣、台湾国立公園協会の報告で若干異なるが（劉1999・2000、曾山2003、神田2000・2004、稲垣1936、）、概ね妥当と思われるところを整理した。
- 4) 台湾国立公園法制定については、1935（昭和10）年9月20日台湾総督府勅令第273号をもって施行という稲垣（稲垣1936、7）と劉（劉1999、460）の記述がある。しかし、当時の台湾総督府内務局土木課の『台湾総督府内務局主管土木事業概要』によると、「先づ国立公園法を本島に施行するを急務とし鋭意調査研究の結果昭和十年九月勅令第二百七十三号を以て台湾国立公園委員会官制制定を、次いで十月府令第七十六号を以て国立公園法施行を見るに至った」（台湾総督府内務局土木課1937、121-122）とあるので、国立公園法施行は1935（昭和10）年10月とみなした。台湾総督府はまず勅令で国立公園委員会の設置規定を定め、次に府令で国立公園法を施行したのである。日本内地に比べると変則的である。
- 5) 国立公園委員会の委員は曾山によると26人であり（曾山2003、257）、石川によると29人である（石川1938、6）。
- 6) 劉は「台湾の学者が国立公園候補地選定の調査と原案作成に関与していなかった」事実を指摘し、「台湾の国立公園選定は、田村剛、小濱浄鑑などの内務省の専門家と台湾総督府の技術官僚を中心とする行政の主導であったことが指摘できる」と考察している（劉2000、377）。ただし、劉はここで台湾総督府内務局長の小濱浄鑑を「日本内務省衛生局長」としている。

文献

- 荒山正彦1998「自然の風景地へのまなざし」『空間から場所へ』古今書院
- 石川定知1938「台湾に於ける国立公園の沿革」『国立公園』第10巻第1号「台湾国立公園指定記念号」、国立公園協会
- 伊藤武彦1929「金剛」『国立公園』第6号、国立公園協会
- 稲垣龍一1936「台湾における国立公園問題」『国立公園』第8巻第1号、国立公園協会
- 潮恵之輔1929「国立公園と時代の要求」『国立公園』創刊号、国立公園協会
- 大町桂月1917『山水大観』鐘美堂書店
- 小濱浄鑑1936「台湾国立公園の使命」『国立公園』第8巻第8号、国立公園協会
- 神田孝治2000「台湾国立公園の地域選定について」『日本観光研究学会第15回全国大会論文集』日本観光研究学会

- 神田孝治2004「観光客のまなざしと近代リゾート」『観光のまなざしの転回』春風社
- 島田定知1901『日本名勝地誌』第11編「台湾之部」、博文館
- 曾山毅2003『植民地台湾と近代ツーリズム』青弓社
- 台湾国立公園協会1936a「台湾の国立公園に就て」『国立公園』第8巻第5号、国立公園協会
- 台湾国立公園協会1936b「台湾国立公園展覧会開催」『国立公園』第8巻第6号、国立公園協会
- 台湾総督府内務局土木課1937『台湾総督府内務局主管土木事業概要』台湾総督府内務局土木課
- 田村剛1928『台湾の風景』雄山閣
- 田村剛1930a「岩石美を尽した海金剛」『日本地理風俗大系』第16巻「朝鮮篇」上、新光社
- 田村剛1930b「金剛山」『日本地理風俗大系』第17巻「朝鮮篇」下、新光社
- 田村剛1930c『阿里山風景調査書』台湾総督府営林所
- 田村剛1931「国民の遺産としての国立公園」『国立公園』第3巻第8号、国立公園協会
- 田村剛1935a「朝鮮及満州に国立公園の設置を望む」『国立公園』第7巻第9号、国立公園協会
- 田村剛1935b「国立公園の夕」開会挨拶『国立公園』第7巻第11号、国立公園協会
- 田村剛1938「台湾国立公園の使命」『国立公園』第10巻第1号「台湾国立公園指定記念号」、国立公園協会
- 田村剛1948『国立公園講話』明治書院
- 坪谷水哉1905『日本漫遊案内』下巻、博文館
- 坪谷水哉1938『隨筆回顧集』博文館
- 仲摩照久編輯1931『日本地理風俗大系』第15巻「台湾篇」、新光社
- 並河亮1930「台湾蕃人の宗教と首狩」『日本地理大系月報』第5号、改造社
- 野崎佐文1893『日本名勝地誌』第壹編「畿内之部」、博文館
- 本多静六1928『天然公園』雄山閣
- 宮本一學1938「台湾の国立公園の設置に際して」『国立公園』第10巻第1号「台湾国立公園指定記念号」、国立公園協会
- 無記名1929「雑報」の「国立公園展覧会の盛況」『国立公園』第6号「展覧会記念号」、国立公園協会
- 無記名1930「雑報」の「金剛山の公園計画」『国立公園』第2巻第3号、国立公園協会
- 無記名1931a「国立公園法案ニ関スル質疑応答（衆議院議院速記録ニ由ル）」『国立公園』第3巻第3号、国立公園協会

特集 変貌するアジアと観光

- 無記名1931b「国立公園協会役員会並総会」の「昭和五年度事業概要」『国立公園』第3巻第5号、国立公園協会
- 無記名1931c「雑報」の「国立公園洋画展覧会開催準備」『国立公園』第3巻第10号、国立公園協会
- 無記名1931d「雑報」の「洋画家の出発」『国立公園』第3巻第11号、国立公園協会
- 無記名1931e「第一回国立公園委員会総会の記」『国立公園』第3巻第12号、国立公園協会
- 無記名1932a「雑報」の「国立公園洋画展覧会」『国立公園』第4巻第11号「国立公園選定記念号」、国立公園協会
- 無記名1932b「雑報」の「香川県支部の事業」『国立公園』第4巻第12号、国立公園協会
- 無記名1935a「協会雑報」の「台湾国立公園問題」『国立公園』第7巻第5号、国立公園協会
- 無記名1935b「国立公園と洋画」『国立公園』第7巻第9号、国立公園協会
- 無記名1936a「台湾国立公園候補地懸賞当選写真」『国立公園』第8巻第4号「指定完了記念号」、国立公園協会
- 無記名1936b「口絵 台湾国立公園候補地懸賞当選写真」『国立公園』第8巻第5号、国立公園協会
- 無記名1936c「台湾国立公園紀行文懸賞募集」『国立公園』第8巻第7号、国立公園協会
- 無記名1936d「台中の国立公園写真展覧会」『国立公園』第8巻第7号、国立公園協会
- 無記名1937『台中州下国立公園案内 附旅行日程と各沿道概況』台湾国立公園台中協会
- 山縣三郎1938「台湾国立公園の指定に当りて」『国立公園』第10巻第1号「台湾国立公園指定記念号」、国立公園協会
- 山本三生編輯代表1930『日本地理大系』第11巻「台湾篇」、改造社
- 横尾廣輔1938「蕃山の神秘を高砂族にきく」『国立公園』第10巻第1号「台湾国立公園指定記念号」、国立公園協会
- 劉東啓・油井正昭1999「陽明山国家公園の指定からみた台湾国家公園制度とその成立の影響要因」『ランドスケープ研究』VOL.62,NO.5、日本造園学会
- 劉東啓・油井正昭2000「第二次世界大戦以前における台湾国立公園の成立に関する研究」『ランドスケープ研究』VOL.63,NO.5、日本造園学会